

〔農地の相続等の届出のお願い〕

農地を相続したときは…

地元の農業委員会に届出をお願いします。



農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。



農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

耕作放棄地の再生・利用を支援します！ (対象は農振農用地区域内の耕作放棄地)



「荒れた農地の再生」を支援

再生作業
刈 払
拔 根
整 地
等



- 荒れ具合に応じ 3万円又は5万円 / 10アール
- 重機等を用いた再生作業の経費の1/2を補助

「土づくり」を支援

土壌改良
堆肥搬入
緑肥栽培
等



- 必要に応じ最大2年間5万円 / 10アール
(2.5万円×2年)

「営農定着」を支援

再生した農地への作付け支援が受けられます。



- 作物を作付ける場合2.5万円を / 10アール
* 水田等有効活用促進交付金の対象作物は除く

支援事例

(事例1) 耕作放棄地を借りて再生・利用を行う場合

「荒れた農地の再生・土づくり」_{1年目} → 「土づくり」_{2年目} → 「営農定着」を支援_{3年目}

(事例2) 自己所有している耕作放棄地の再生・利用を行う場合

「土づくり」_{1年目} → 「土づくり・営農定着」を支援_{2年目}

自力での耕作放棄地再生を条件に

その他の支援

加工・販売、施設整備(営農用ハウス・鳥獣被害防止など)の支援

* 支援の内容の詳細は、曾於市耕作放棄地対策協議会・農業委員会等へお問い合わせ下さい。